

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

○ マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。



○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り。)
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート

などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をする
と上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。



スマホによる
申請は
こちらから！

